

## 小項目 No. 17 関係機関の海外事務所との連携強化等

大項目	Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置
中項目	3. 柔軟かつ機動的な業務運営
小項目	No. 17 関係機関の海外事務所との事業の連携強化等
中期計画	国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、事務所の共用化又は近接化を進める。
年度計画	海外事務所については、国際業務型法人の連携強化につき、今後の行政改革推進本部の方針等を待って適切に対応する。

### 【業務実績】

**指標：「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づく国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所との事務所の共用化又は近接化の取組み**

国際業務型法人の海外事務所の機能的統合に関しては、ジャカルタ日本文化センターにおいて、事務所の一部（約100㎡）を平成24年度末をもって家主に返還し、当該部分に国際観光振興機構が入居して2014年3月にジャカルタ事務所を開設した。両事務所は物理的に隣接しており、業務面での連携も図っている。

ワンストップサービスに係る連携強化に関しては、複数の法人事務所が所在する都市において、事務所間での広報用資料の相互配置、SNSを通じた情報発信等により、来訪者に他法人に関する情報も提供した。

また、事業の共同実施や、催しの会場における他法人の事業広報等も行った。